

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

浜松市人事委員会



浜 人 第 7 5 号

令和 7 年 1 0 月 2 日

浜松市議会議長 高 林 修 様

浜 松 市 長 中 野 祐 介 様

浜松市人事委員会

委員長 村 越 啓 悦

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、
職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、あわせて、その改定について
別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

(頁)

別紙第 1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 職種別民間給与実態調査	3
(2) 給与改定等の状況	4
4 公民給与の比較方法の見直し	4
(1) 見直しの経緯	4
(2) 見直しの考え方	5
5 民間事業所の従業員の給与との比較	7
(1) 月例給	7
(2) 特別給	7
6 職員の給与水準	8
7 物価及び生計費	8
8 市内経済界及び労働界との意見交換	8
9 人事院の報告及び勧告の概要	9
10 むすび	12
(1) 本年の給与改定	12
(2) その他の給与制度の見直し	14
(3) 給与等に関する課題	16
(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題	17
11 おわりに	28
別紙第 2 勧告	31
参考資料	37

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の適用給料表別職員数の総計は 8,731 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,340 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第 1 表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,778 人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,883 人)	
医療職給料表	9 人	
小学校中学校等教育職給料表	3,481 人	
高等学校等教育職給料表	72 人	
小 計	8,340 人	
技能労務職給料表	147 人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	244 人	
総 計	8,731 人	

(注) 定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員等を除く。

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在の給与の実態を把握するため、「令和 7 年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。〔参考資料 1 市職員給与関係資料 (39 頁から 66 頁まで)〕

この調査は、第 1 表の勧告の対象職員数 8,340 人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員 940 人を除外した 7,400 人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員 2,554 人（第 1 表の事務職員・技術職員 2,883 人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員 260 人及び令和 7 年 4 月採用の新規学卒者 69 人を除いた人数）の平均給与月額は、第 2 表に示すとおり、平均年齢 43.0 歳で、給料 344,822 円、扶養手当 9,002 円、住居手当 4,851 円、その他 21,367 円の合計 380,042 円であり、令和 6 年の合計 371,179 円と比べて 8,863 円の増加（2.39%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額状況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
給 料	337,164 円	327,593 円	344,822 円	336,540 円
扶養手当	9,583 円	9,350 円	9,002 円	9,011 円
住居手当	4,757 円	4,626 円	4,851 円	4,670 円
その他※2	18,441 円	17,938 円	21,367 円	20,958 円
合 計	369,945 円	359,507 円	380,042 円	371,179 円
(年 齢)	(41.8 歳)	(41.7 歳)	(43.0 歳)	(43.1 歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

〔参考資料第1表（40・41頁）〕

3 民間事業所の従業員の給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である393の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された118事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。〔参考資料2 民間給与関係資料（67頁から85頁まで）〕

この調査では、本市の行政職（事務職員・技術職員）と類似すると認められる事務・技術関係職種5,258人及び医療・教育関係等職種261人の合計5,519人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等の調査を実施するとともに、各民間事業所における給与改定等の状況を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績につい

ても調査している。その給与等の調査の結果は、次のとおりである。

なお、後記4のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 給与改定等の状況

新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は63.0%であり、そのうち、初任給を増額した割合は84.4%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は55.8%であり、そのうち、初任給を増額した割合は78.8%となっている。〔参考資料第12表（80頁）〕

また、一般の従業員（係員）に対し、ベースアップを実施した民間事業所の割合は60.2%、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は91.9%となっている。〔参考資料第13表（81頁）〕

4 公民給与の比較方法の見直し

(1) 見直しの経緯

公民給与の比較は、地方公務員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により、精密に比較を行うこととしている。〔参考資料3 公民比較関係資料（86頁から88頁まで）〕

このラスパイレス方式は、人事院が昭和34年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。これまで、人事院では、この比較方法について、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、専門的な見地から検証し、調査対象産業等の見直しを随時行ってきた。

比較対象企業規模については、従前 100 人以上としていたが、平成 18 年に、より広く民間企業の状況を公務員給与に反映させる観点から、50 人以上とする見直しを行った。

この比較対象企業規模について、本年 3 月に公表された人事行政諮問会議の最終提言において、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の 100 人以上に戻すべきであり、政策の企画立案や高度な調整等に関わる本府省職員は少なくとも 1,000 人以上の企業と比較すべきとされている。

これを踏まえ、人事院は、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について検討を行い、本年の「職員の給与に関する報告」で、その見直し内容を示した。

比較対象企業規模については、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げ、引上げ後の企業規模については、過去の経緯から 100 人以上とするとした。

また、特別給の比較方法については、月例給の比較対象企業規模を 100 人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模 100 人以上の民間企業を比較対象とするとした。

本委員会では、前述した人事院による官民給与の比較方法の見直し内容を踏まえ、公民給与の比較方法の見直しについて検討を行った。

(2) 見直しの考え方

ア 比較対象企業規模

比較対象企業規模については、月例給における同種・同等の者同士を比較するという原則の下、次のことなどを総合的に考慮して、従来の 50 人以上から 100 人以上とすることとした。

- (ア) 厳しい人材獲得競争の中、本市の職員採用試験の競争率は低下傾向にあり、特に技術職では採用困難な状況になっているなど、国と同様、

有為な人材を安定的に確保することが重要な課題になっている。

- (イ) 本年8月、総務省から発出された通知「人事委員会における公民比較の較差算定等に係る留意点について」において、各人事委員会における公民給与の比較の際に、今般の国における比較対象企業規模の見直しを踏まえ、公民比較における較差算定の取扱い等に係る事項に留意の上、適切に対処するよう技術的な助言が示された。
- (ウ) 比較対象企業規模は、給与決定に係る公民給与の比較方法における基礎となるものであり、これまでに人事院が比較対象企業規模を変更したときと同じように、各人事委員会においては、地方公務員法上の均衡の原則を踏まえ、今般の人事院における対応と同様の取扱いをするものとする。
- (エ) 本市では、本年の職種別民間給与実態調査において、企業規模50人以上の市内民間事業所の調査完了率は82.2%であった。また、このうち企業規模100人以上の市内民間事業所の調査完了率は82.5%であり、この調査結果から民間事業所における給与の状況を反映できるものと考えた。

イ 比較における対応関係

比較対象企業規模の見直し後における民間と公務の各役職段階の対応関係については、今般の国における見直し等を踏まえたものとした。

〔参考資料3 公民比較関係資料(88頁)〕

ウ 特別給の比較方法

前記アのとおり、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の公民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とすることとした。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

前記4の見直し後における本年の公民給与の比較結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

月例給について、「浜松市職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、本年4月分の給与を比較し、民間給与との較差を算出したところ、第3表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を12,502円(3.29%)下回っている。

第3表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
392,544 円	380,042 円	12,502 円 (3.29%)

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数と比較することとしている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第4表に示すとおり、年間で所定内給与月額(4.65月分)に相当し、本市職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数(4.60月)が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.05月分下回っている。

第4表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A 1）	349,302 円
	上半期（A 2）	355,826 円
特別給の支給額	下半期（B 1）	809,788 円
	上半期（B 2）	827,963 円
特別給の支給割合	下半期（B 1／A 1）	2.32 月分
	上半期（B 2／A 2）	2.33 月分
	年 間	4.65 月分

（注）「下半期」とは令和6年8月から令和7年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、令和6年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、本市職員の指数は、100.0である。（令和6年地方公務員給与実態調査（令和6年12月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、令和6年に比べ、全国では3.6%増加し、浜松市では3.4%増加している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では321,231円（平均世帯人員2.94人、世帯主の平均年齢61.7歳）となっている。
〔参考資料第19表（90・91頁）〕

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年5月に市内経済界の方々から、同年7月に市内労働界の方々から、地域の経済・雇用情勢等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、あわせて、給与の改定について勧告を行った。

それらの概要は第5表のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

人事院
National Personnel Authority

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

国家公務員行動規範の周知・啓発

府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

働きやすさと成長が両立する公務

誰もが挑戦できる開かれた公務

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

人事院
National Personnel Authority

官民給与の比較方法の見直し

行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較

比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ

本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ

➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%) ※
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

俸給

採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

本府省業務調整手当

幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給

課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

特勤勤務手当等

著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止

特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

※(参考)比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げる見直しのみを行った場合 官民較差：11,891円(2.87%)

ボーナス [直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● **支給月数の改定**【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、

④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講じるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると判断した。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

前記5(1)のとおり、本年4月時点で、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を12,502円(3.29%)下回っている状況である。

本委員会では、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準との均衡を図るという人事委員会の勧告制度の趣旨を踏まえ、所要の措置を講じることが適当であると考ええる。

月例給の改定に当たっては、人材確保の観点や国の制度を基本としている本市の給与制度の状況などを踏まえ、給料表の引上げ改定を行うことが適当であると考ええる。なお、給料表の引上げ改定を行っても、公民給与の較差が残ることから、後記(2)ア(イ)における来年度の地域手当の支給割合の引上げの一部を本年4月に遡及して実施することが適当であると考ええる。具体的には次のとおりである。

(7) 給料表

行政職給料表については、本市において人材確保が喫緊の課題であることや、本年の人事院勧告における俸給表の改定等を考慮し、高校卒・大学卒の初任給に係る号給の給料月額を12,000円程度引き上げ、これを踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号給については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行うことが適当である。

医療職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を

行うことが適当である。

小学校中学校等教育職給料表については、静岡県など他の地方公共団体の状況や、これまでの同給料表の改定に係る経緯等を踏まえ、所要の改定を行うことが必要である。

高等学校等教育職給料表については、静岡県の高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表の改定状況を勘案し、所要の改定を行うことが適当である。

(ウ) 地域手当

浜松市に勤務する職員に係る地域手当の支給割合については、現行の3%から3.32%に引き上げることが適当である。

東京事務所に勤務する職員に係る地域手当の支給割合については、現行の18%から18.32%に引き上げることが適当である。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

前記5(2)のとおり、本年は、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.60月）が、市内民間事業所の特別給の支給割合（4.65月）を0.05月分下回っている状況である。

特別給（期末手当・勤勉手当）の改定については、従来0.05月単位で改定を行うこととしていることから、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、期末手当・勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当の支給月数を引き上げ、来年度以降については、期末手当・勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12月期で均等になるよう配分することが適当である。

(2) その他の給与制度の見直し

ア 地域手当

(7) これまでの経緯

本委員会は、昨年の職員の給与等に関する報告において、「本市における地域手当の見直しについては、本年の人事院勧告における地域手当の見直し内容等を考慮した上で、段階的に実施することとし、浜松市内に勤務する職員に係る地域手当及び東京事務所に勤務する職員に係る地域手当について、来年度は現行の支給割合を維持することが適当である。」と言及した。

そして、総務省が設置した「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の給与分科会が取りまとめた報告書が、昨年10月に公表された。その報告書の地方公務員の給与における対応の方向性・各論において、地域手当の留意点として、「都道府県単位での級地区分・支給割合を基本としつつ、地域の実態を踏まえ、地方公共団体が独自に支給割合を設定することも考えられるが、この場合、各地方公共団体において、地域の民間給与の適切な反映を目的とする地域手当の趣旨にのっとりた支給割合とすること、及び特に基本となる支給割合を上回る支給割合とする場合には、その支給割合とすることの根拠を明確にするなど、住民等に対する情報公開及び説明を徹底することが必要と考える。」などの内容が示された。

本年4月時点における他の地方公共団体の地域手当の支給割合については、給与分科会が取りまとめた報告書の内容や各団体の給与制度の運用状況などが考慮された結果、国を上回る支給割合も見受けられるなど様々な状況になっている。

そして、本年8月、人事院による「職員の給与に関する報告」で、来年度の級地別支給割合が示され、本市に係る地域手当の支給割合が3%から4%に引き上げられることになっている。

(イ) 本委員会の考え方

来年度の浜松市に勤務する職員に係る地域手当の支給割合については、国の見直しの段階的な実施等を考慮して、4%に引き上げることが適当であると判断した。

また、来年度の東京事務所に勤務する職員に係る地域手当の支給割合については、浜松市に勤務する職員に係る地域手当の支給割合の引上げ等を考慮し、19%に引き上げることが適当であると判断した。

なお、この引上げに当たっては、他の地方公共団体の動向や、公民給与の較差への影響等を考慮し、職員給与における給料月額と地域手当との配分を見直して実施していくことが適当であるとする。

(ウ) 地域手当と給料の特例措置

来年度の地域手当の支給割合については、上記の考え方を踏まえ、引上げ改定を行うことが適当である。

具体的には、前記(1)ア(ウ)により、引上げ改定を行った後の地域手当の支給割合から、それぞれの支給割合を0.68%引き上げ、浜松市に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を4%、東京事務所に勤務する職員に係る地域手当の支給割合を19%とすることが適当である。

なお、本市職員の給与水準は、従来から本委員会の給与勧告により、民間の給与水準との均衡が保たれるよう措置されている。そのため、来年度に地域手当の支給割合を引き上げることに応じて、給料表の給料月額に一定の率を乗じて得た額を給料月額に加えて支給する給料の特例措置について、その乗じる一定の率を現行の1.82%から1.14%に引き下げることが適当である。

イ 通勤手当

本年、人事院は、「職員の給与に関する報告」で、自動車等使用者に対する通勤手当などの具体的な措置として、

- ・現行の「10km 以上 15km 未満」から「60km 以上」までの距離区分の手当

額の引上げ改定を行い、本年４月に遡及して実施すること。

- ・ 来年４月から、上限を「100km 以上」とし、「60km 以上」の部分について 5 km 刻みで新たな距離区分を設けること。
- ・ 1 か月当たり 5,000 円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を 来年４月から新設すること。

などを示し、あわせて、これらを実施するための必要な勧告を行ったところである。

本市における現行の給料表や諸手当等の給与制度は、地方公務員法において主要な給与決定原則とされている均衡の原則を考慮して、国の制度を基本としている。そのため、本市の通勤手当制度について、国における制度改正の内容等を踏まえ、所要の改定に向けた検討を行うことが必要である。

ウ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定に向けた検討を行うことが必要である。

(3) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

任命権者においては、本制度の適正な運用を図るため、会計年度任用職員の報酬、期末手当・勤勉手当等について、常勤職員の給与との権衡を考慮したものとなるよう所要の措置を講じるとともに、その他の勤務条件の確保等についても適切に対応していくことが必要である。

イ 教職員の給与

本年６月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正給特法」という。）」が公布された。そのうち、教職調整額の基準となる額の引上げなどの教育職員の処遇の改善に係る内容は、来年１月から施行され、教育委員会に対する業務

量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等の義務付けや主務教諭の創設などの内容は、同年４月から施行されることになっている。

本市教育委員会においては、改正給特法の施行に向けて、教育職員の給与について、本市の給与制度の運用状況や、静岡県など他の地方公共団体における動向等を踏まえ、所要の措置を講じていくことが必要である。

また、本年の人事院による「職員の給与に関する報告」の転勤する職員に対する給与上の措置に係るものとして、教職員に支給される手当で法令改正等が行われるものがある場合については、その趣旨等を考慮した上で、適切に対応していくことが必要である。

ウ 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

本年、人事院は、「公務員人事管理に関する報告」において、優秀な人材の確保・定着に向け、新たな人事制度の方向性を示し、来年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な内容を報告するとしている。一方、本府省業務調整手当の見直し、在級期間表の廃止及び転勤する職員に対する給与上の措置について、人事行政諮問会議の最終提言を踏まえつつ、職務・職責を重視した給与を実現し、給与上の課題を速やかに対処する観点から、先行して本年から見直しを行うとしている。

本市においても、人材獲得競争が激しくなる中、有為な人材を確保し、定着させていくための取組は重要なことである。そのため、本市においては、国や他の地方公共団体の動向等を注視するとともに、本市の実情を踏まえた人事・給与制度の在り方について、調査・研究を進めていくことが必要である。

(4) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

国や他の地方公共団体、民間との人材獲得競争が激化する中、本市の

職員採用試験の受験者数や競争率は低下傾向にあり、特に技術職は採用困難な状況が続いており、人材の確保は大きな課題となっている。有為な人材を安定的に確保するためには、任命権者と連携した積極的な採用広報活動や採用試験の方法の見直しを行うなど、的確な措置を講じていく必要がある。

a 採用広報活動の積極的な取組

多様で有為な人材を確保するためには、学生に対し本市の魅力、市役所の職務内容、働き方、やりがい等を広く情報発信することにより、公務に関心を持ってもらう必要がある。

本委員会では、民間就職情報会社が主催する仕事研究セミナー等への早い時期からの出展に努め、市役所業務について認知してもらうとともに、大学等で開催される学内セミナーへも積極的に出展している。

また、インターンシップ・キャリア教育は、学生が就業体験を通して仕事に対するイメージを具体化させることに有効な手段であるため、本市では、夏季と冬季の2回に分けて実施している。本年の夏季は、関係各課の協力により受入人数を増やした。なお、インターンシップ・キャリア教育に参加できなかった学生を対象としたオンライン座談会等も開催している。

さらに、技術職（土木・建築・電気・機械）の仕事のやりがいや魅力に触れられる機会として、工事現場を見学する「現場見学会」の開催や、「はままつ☆ナビゲーター」に選出した技術職員による業務の紹介や職場・現場の案内を随時行っている。

本委員会としては、職員採用ホームページのリニューアルや若手職員の感性や発想を活用した広報、大学生・大学院生への早期の採用広報活動に取り組んでいく。また、高校生や中学生に対しても、出前講座の実施やフィールドスタディ（現地学習）の受入れ等を通して、将来に向けた情報発信を展開するなど、様々な採用広報に積極的に取り組む、受験者数の増加につなげていく。

b 採用試験の方法

本委員会では、本市を志望する学生をはじめ、公務員試験の負担感から受験を躊躇している学生等も受験しやすくするため、採用試験方法の見直しを行っている。

具体的には、昨年度から実施した大学・大学院卒等を対象とした行政職員採用試験の受験可能年齢の上限の引上げや、本年度から一部の免許職や技術職において全国の都市に設置される会場での受験が可能となるテストセンター方式を実施して、受験しやすい環境を整えている。

また、採用困難職である技術職においては、第1次試験における教養試験を廃止し、獣医師や薬剤師等の一部の免許職においては、面接の回数を削減するなど、受験者の負担軽減を図っている。

民間企業における採用活動の早期化への対応としては、昨年度に引き続き、土木・建築の第1次試験を4月に、幼稚園教諭・保育士・保育教諭の第1次試験を6月に、本年度から新たに獣医師・薬剤師の第1次試験を4月に実施したところである。

本委員会としては、採用試験方法の見直しの効果を検証するとともに、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、テストセンター方式や早期試験の実施職種拡大について検討するなど、有為な人材の安定的な確保につながる試験方法の見直しに積極的に取り組んでいく。

なお、前述したとおり、本委員会は、本市において人材確保が喫緊の課題であることや国の俸給表の改定等を考慮して、初任給の引上げを言及したところである。引き続き、初任給の水準などについて、人材確保の観点、国や他の地方公共団体、民間企業の状況等を踏まえ、任命権者と連携して調査・研究を進めていくことが必要である。

(4) 人材の育成

少子高齢化、人口減少、頻発する自然災害やデジタル化の進展など地方公共団体を取り巻く状況は大きく変化しており、多様化・複雑化する行政課題に対応する上で、人材育成・確保の重要性が高まっている。本

市では、本年３月、「浜松市職員人材育成基本方針」を人材育成だけでなく、人材確保、職場環境の整備、デジタル人材の育成・確保についても方針を示した「浜松市職員人材育成・確保基本方針～浜松市職員の人財ビジョン～（以下「新基本方針」という。）」に改定したところである。

新基本方針では、目指す職員像として「変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員」を従前の基本方針から継承した。また、新たに人材育成の根幹として、「市民への約束」や「職員クレド（行動規範）」を位置付けた。そして、職員が自らの実践内容を振り返ることにより、市民サービス向上やモチベーション向上につなげていくこととしている。さらに、「人材育成」、「人材確保」及び「職場環境の整備」の各分野の取組が、相互に作用しながら好循環をもたらしていくことを示している。

任命権者においては、新規採用職員研修などの各種研修をはじめ、ＯＪＴや人事考課育成面談等の多様な手法を用いながら、職員を組織の財産（人財）として大切に育てる風土を根付かせていくことが必要である。また、デジタル関連の知識等を活用した生産性を高める多様な働き方などの職場環境を整備することで、生き生きと働く職員を更に増やしていくなど、新基本方針に沿った取組の着実な実施が必要である。

(ウ) 多様な人材の活躍推進

性別、障がいの有無、ジェンダーアイデンティティなどの一人ひとりの様々な事情に配慮し、多様な人材が活躍できる職場環境を整備することは、社会課題が多様化・複雑化する中で、質の高い行政サービスを提供していくために必要なことである。また、障害者の法定雇用率の段階的な引上げや女性活躍推進法の改正等を踏まえ、引き続き多様な人材が活躍できる職場環境づくりが重要となっている。

本市では、本年３月に公表した「浜松市行政経営推進プラン【実施計画（後期）】」において、障がい者自身が特性や働き方を考えて選考への応募ができるよう、短時間（週 20 時間・会計年度任用職員）勤務体制

を創設することなどを示している。また、女性活躍推進法の改正を踏まえ、女性職員が能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、本年度中に5か年の特定事業主行動計画を策定し、新たな目標を設定していくことを予定している。

任命権者においては、これらの計画で定める目標の達成に向けた取組等を着実に実施した上で、組織としての課題を整理し、多様な人材が活躍できる職場環境づくりをより一層推進していくことが必要である。また、そのような職場環境づくりには、職員一人ひとりが、多様性についての正しい知識を持ち、お互いに理解を深めていくことが求められる。引き続き、研修等を通じて職員の意識啓発等を行っていくことが必要である。

(I) 能力・実績に基づく適切な人事管理

定年の引上げや給与制度のアップデートなど、公務における人事管理を取り巻く環境が大きく変化しており、時代の要請に即した人事評価制度の適切な運用が一層重要となっている。

本市では、本年3月に改定した「浜松市職員人材育成・確保基本方針」における人事考課の方向性として、「部下への評価は成長のためのエール」というビジョンのもと、今後も、メリハリある人事考課と育成面談をより効果的に実践していくこととしている。

任命権者においては、管理監督者の評価・育成能力向上を支援するとともに、国や民間企業などの人事管理に関する動向を注視し、人事評価制度とその結果の活用が時代に即したものとなるよう、継続的な見直しを行っていくことが必要である。

管理監督者においては、面談を通じて職員の特性を理解し、成長とやりがいを引き出すための働きかけを実践することが必要である。また、適切な人材育成と職場運営のために、日々の業務において被評価者との円滑なコミュニケーションを図り、信頼関係を構築していくことが必要である。

イ 良好な勤務環境の整備

(7) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持、公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進に加え、人材確保や職員の離職防止の観点からも重要な取組である。

本市では、長時間労働を是正するため、組織を挙げて様々な取組を実施しているところであるが、自然災害への対応等により、依然として一部の部署において長時間労働を行う職員が見受けられる状況である。そのような中、本市では、本年４月に公表した「浜松市特定事業主行動計画（後期・延長）」において、令和１７年までににおける時間外勤務の時間数に関する目標として「時間外勤務が年間 360 時間を超えた職員の割合 0 %」を掲げた。その目標達成に向けては、職員への意識啓発やＡＩ（人工知能）・ＲＰＡ（ロボットによる業務自動化）の導入等による業務改善、業務の繁閑に応じた部区単位での業務応援の実施等、様々な面で取組を行っていくことを示している。

任命権者においては、上記の計画で定めた目標の達成に向けて、その取組を着実に推進していくことが必要である。また、職員の勤務時間を正確に把握した上で適正な時間外勤務命令が行われるよう、引き続き各所属に対して周知徹底を図ることが必要である。加えて、職員に対して上限時間を超えた時間外勤務を命じた場合は、その要因の整理、分析及び検証を確実に実施し、その結果を踏まえた的確な対策を講じていくことが必要である。

また、国や他の地方公共団体においては、勤務間のインターバルを確保する取組が進められている。本市においても、その動向を注視し、調査・研究を進めていくことが必要である。

なお、賃金不払い残業はあってはならないものである。管理監督者においては、職員の勤務状況を直接確認することができない場合であっても、職員の勤務時間の適正な管理を徹底し、勤務命令のない時間外勤

務や仕事の持ち帰りなどを発生させることがないように注意を払うことが必要である。職員においては、時間外勤務の事前申請など基本的なルールを遵守するとともに、職務遂行に当たり勤務時間に係るコストの意識を高め、公務能率の向上に努められたい。任命権者においては、引き続きあらゆる機会を通じて、賃金不払い残業の防止に向けた指導の実施や対策の周知徹底を図っていくことが必要である。

(イ) 教職員の多忙な勤務の解消

教職員の多忙な勤務の解消は、教職員のワーク・エンゲージメント（仕事に対して前向きで充実した心理状態）を高め、自らの能力を発揮しながら教育活動に従事できる環境づくりにつながるものであり、人材の確保や、学校教育の質の向上を通した子どもたちへのより良い教育の実現のためにも極めて重要な課題である。

本委員会では、学校現場における教職員の勤務の状況等を把握するため、昨年度、市内の小学校2校、中学校2校に対して労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を実施するとともに、本年度、本市教育委員会に対して時間外在校等時間の実績等の確認を行った。これらの結果などから、学校現場において時間外在校等時間の減少に向けた取組を継続していることを確認したが、依然として一定数の教育職員が長時間勤務を行っている状況や、ストレスチェックの結果において高ストレス者の割合が増加したことなども確認したところである。そのほか、本市教育委員会は、昨年度に報告された包括外部監査結果報告書において、学校における働き方改革・時間外在校等時間の項目で、「長時間の時間外在校等時間の要因を特定したうえで、その要因を解消するための具体的かつ長期的な目標を設定し、浜松市全体として継続的かつ効果的に目標達成のために取り組むことが必要であると考え。」などの指摘を受けている。

本市教育委員会においては、教育職員の勤務実態を客観的に把握した上で、その要因の特定、分析等を行い、時間外在校等時間の長時間化

を防ぐための有効な措置を講じることが必要である。あわせて、教育職員が時間外在校等時間の上限を超えて業務を行った場合は、長時間勤務者に対する医師による面接指導などの健康確保措置についても適切に実施していくことが必要である。

また、本年6月に公布された改正給特法のうち、教育委員会に対し、教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表などを義務付ける規定が、来年4月から施行されることになっている。

本市教育委員会においては、国が定める新たな指針の内容のほか、これまでの働き方改革に係る取組の状況や、学校関係者の意見等を踏まえて、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、その計画で定める取組を着実に実施することにより、学校における働き方改革をより一層推進していくことが必要である。

(ウ) 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方の推進は、ワーク・ライフ・バランスの実現や職員の意欲向上・能力発揮、人材の確保の観点から極めて重要な取組である。

本市では、柔軟な働き方の推進に向けて、朝夕30分又は1時間の勤務時間をずらすことによる時差出勤制度を、本年度から正式導入した。また、在宅勤務などのテレワークについて、本年4月に改定した「浜松市DX推進計画2.0」の中で、来年度、正式に制度化するとしている。

任命権者においては、テレワークの正式制度化に向けて、国や他の地方公共団体の事例を参考にしつつ、窓口業務の比重の高さなどの基礎自治体特有の事情のほか、テレワーク勤務中の職務専念義務や勤務管理などを考慮した制度運用が行えるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。また、フレックスタイム制や選択的週休3日制などの導入について、国や他の地方公共団体の事例や、職員のニーズなどを踏まえ、柔軟な働き方に資するものとなるよう検討を進めていくことが必要である。

(エ) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であり、職員の能力の発揮を妨げ、メンタルヘルス不調を引き起こす要因となるだけでなく、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営を阻害する要因となるものである。

本市では、これまでも職員研修等を通じたハラスメントに対する意識啓発や、「セクハラ等相談員」を任命するなど職員が相談しやすい相談体制の整備等に取り組んできたところである。

任命権者においては、引き続き、各種ハラスメントの防止に係る関係法令等に基づいた雇用管理上の措置を講じ、各種ハラスメント対策の実効性を確保していくことが必要である。

また、近年、カスタマー・ハラスメントが社会問題となり、その対策が進められているところである。本年6月には、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、事業主にカスタマー・ハラスメント等を防止するための雇用管理上の措置義務が課されることとなった。また、静岡県では、来年度からカスタマー・ハラスメントの防止に向けた関係条例を施行することを目指している。

そのような中、本市では、本年7月に「カスタマー・ハラスメント対応基本方針策定プロジェクト・チーム」を設置し、職員向けのカスタマー・ハラスメントに対する基本指針・対応マニュアルの策定や、相談体制の構築に向けて検討を進めているところである。

任命権者においては、上記プロジェクト・チームで検討を進める基本指針・対応マニュアルが各職場における意見を反映したものとなるよう取組を進めるとともに、国や他の地方公共団体の動向等を踏まえ、カスタマー・ハラスメント対策に係る具体的な措置を的確に講じていくことが必要である。

(オ) 仕事と生活の両立支援

仕事と妊娠や出産、子育て、介護などの家庭生活との両立支援の取組は、個人の生活の質向上だけでなく、公務能率・職務意欲の向上、キャリア形成、人材確保、離職防止に寄与する重要なものである。

令和5年12月、政府が閣議決定した「こども未来戦略」では、地方公務員の男性職員の育児休業取得率について、令和12年までに2週間以上の取得率を85%にするという政府目標が設定されている。

任命権者においては、男性職員の育児休業をはじめとする本市職員による両立支援制度の活用をより一層進めていくため、次世代育成支援対策推進法に基づく「浜松市特定事業主行動計画（後期・延長）」で定める取組を着実に実行していくことが必要である。また、本年度末に期限を迎える同計画について、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体化した新計画を策定することを予定している。この策定に当たっては、国や他の地方公共団体における先進的な事例等を参考にして、両立支援に係る取組がより充実するものとなるよう努められたい。さらに、育児期の柔軟な働き方の実現や介護離職の防止に向けて、仕事と育児・介護の両立支援に資する制度の周知、意向確認、研修の実施、相談体制の整備等の措置を適切に講じることにより、職員が両立支援制度を安心して利用できる職場環境を構築していくことが必要である。

(カ) 職員の健康増進

本市では、健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組んでおり、職員一人ひとりがいきいきと働くことができる環境の整備を通じて、質の高い行政サービスの提供や効率的な行政運営の実現を目指しているところである。

任命権者においては、職員の健康維持・増進に向けて、引き続き定期健康診断等の健診結果を踏まえ、医療機関への受診勧奨や保健指導を行い、未病段階からの早期支援を実施していくことが必要である。特に時間外・休日勤務が月80時間を超える職員に関しては、疲労の蓄積に

よる健康障害発症のリスクが高いとされていることから、医師による面接指導等を確実に実施し、予期せぬ職場離脱を未然に防いでいくことが必要である。

また、本市では長期病休者に占める心の不調者の割合が高い状況である。そのため、任命権者においては、ストレスチェックに基づく集団分析結果を職場環境の改善に積極的に活用し、高ストレス者に対する面接指導をはじめ、精神科医や外部委託機関などによる多様な相談機会の提供、研修・講習会の実施等を通じて、職員の心の不調の予防に努めることが必要である。あわせて、休職に至った職員に対する職場復帰支援の取組についても引き続き的確に実施していくことが必要である。

(4) 高齢期職員が能力を発揮できる職場環境の整備

人口減少・少子高齢化が進行する中、持続可能な組織運営のためには、長年の勤務を通じて培った知識、技術、経験等を有する高齢期職員（60 歳以上の職員）の活躍がより一層重要になっており、高齢期職員が能力を発揮できる職場環境の整備等の取組が求められている。

高齢期は身体機能の低下等により、青年期・壮年期と比べて公務災害の発生率が高く、休業期間も長期化しやすい傾向がある。そのため、本市では高齢期職員の安全と健康確保を目的として、加齢による心身の変化に関する講話や転倒予防の講習会、運動指導士による筋力アップの実技指導などの取組を実施しているところである。

任命権者においては、今後も進む職員の高齢化に適切に対応していくため、前述した取組の実施のほか、通路の段差解消や照度確保などの施設、設備等に係る改善策を講じることにより、高齢期職員が安全かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を進めていくことが必要である。あわせて、高齢期職員が長年培った知識や経験を業務に活用し、勤務意欲を維持・向上させ、健康で働き続けるための施策についても推進していくことが必要である。

ウ 公務員倫理

職員による不祥事は、市民からの信頼を損ない、円滑な市政運営に多大な影響を及ぼすものである。そのため、本委員会では、公務員倫理の保持について、繰り返し言及してきたところであるが、昨年の本委員会による報告以降も、一部の職員による非違行為の処分事案が発生している状況は、憂慮すべき事態である。

任命権者においては、引き続き倫理研修の定期的な実施や懲戒処分に関する基準の周知、全職員を対象とした「コンプライアンスセルフチェックシート」による自己点検など、あらゆる機会を通じて職員の意識啓発に取り組むことが必要である。また、職員による非違行為が発生した場合には、速やかにその事実関係を把握した上で厳正に対処するとともに、発生事案に対応した実効性の高い再発防止策を講じていくことが必要である。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守し、職員に対して模範を示すとともに、職場内でのコミュニケーションを積極的に図り、相談しやすい風通しの良い職場風土の醸成と不断の意識啓発に取り組むことが必要である。

職員においては、改めて全体の奉仕者としての使命感を深く自覚し、法令や服務規律を遵守するとともに、公務の内外を問わず高い倫理感を保持し、自らを厳しく律していくことが必要である。

11 おわりに

市民の安全・安心の確保と行政サービスの安定的な提供のため、日々職務に精励している本市職員に対して敬意を表する。

地域の経済情勢については、好調な業績を維持している企業がある一方、厳しい状況が続いている業種、企業があるなど様々な状況が見受けられた。また、米国の通商政策による影響、金融資本市場の変動、物価上昇の継続、人材確保に伴う労務費の上昇などの不安材料を抱え、先行きの不透明感が増す中で、引き続き予断を許さない状況である。

そのような中、本年、人事院が官民給与の比較方法の見直しを行ったことか

ら、本委員会では、総務省から発出された通知内容、各人事委員会の対応等を総合的に考慮して、本市の公民給与の比較方法について見直すこととした。その上で、本年の人事委員会勧告においては、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）について、公民給与の比較を行った結果、市内民間事業所における給与水準を下回っていたことから、本市職員の月例給及び特別給（期末手当・勤勉手当）を引き上げる内容の勧告を行うこととした。特に月例給については、昨年を上回る引上げ改定となるため、これによって有為な人材の確保や職員の意欲向上につながり、さらに職員一人ひとりが、これまで以上に高いパフォーマンスを発揮し、市民サービスの向上につながることを期待する。

職員においては、月例給及び特別給の引上げ改定の主な要因とした市内民間事業所における給与が、厳しい経営環境が続く中、コストの削減や生産性の向上など懸命な努力によって確保されたものであることを真摯に受け止め、深く理解しなければなりません。

また、未来へ向けた持続可能な市政運営を実現していくために、職員一人ひとりが、「市民への約束」や、それを行動レベルで示した「職員クレド（行動規範）」を踏まえ、主体的に、適切かつ迅速に判断し、行動するとともに、全体の奉仕者として高い使命感と倫理感を堅持して、公務の公正かつ能率的な運営に尽力されることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励し、その能力を最大限に発揮することのできる良好な職場環境づくりに努められたい。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 給料表

行政職給料表、医療職給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 地域手当

報告「10 むすび」のとおりに改定すること。

(3) 期末手当・勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降に支給される期末手当の支給割合を 1.2625 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.0625 月分とすること。定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を 0.7125 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分とすること。

2 その他の給与制度の見直し（地域手当と給料の特例措置）

(1) 地域手当

報告「10 むすび」のとおりに改定すること。

(2) 給料の特例措置

報告「10 むすび」のとおりに改定すること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)のアは令和7年12月1日から、1の(3)のイ及び2については、令和8年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600		
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100		
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600		
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800		
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200		
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900		
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200		
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500		
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800		
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100		
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400		
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700		
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000		
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100			
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400			
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700			
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			

	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000				
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300				
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700				
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000				
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300				
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300				
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600				
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800				
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000				
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300				
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
	86	266,200	305,800	355,700	397,000					
	87	266,500	306,100	356,100	397,400					
	88	266,800	306,400	356,500	397,800					
	89	267,100	306,700	356,700	398,100					
	90	267,400	307,000	357,100	398,600					
	91	267,700	307,300	357,500	399,000					
	92	268,000	307,600	357,900	399,400					
	93	268,300	307,800	358,100	399,700					
	94		308,000	358,400						
	95		308,300	358,800						
	96		308,700	359,100						
	97		308,900	359,400						
	98		309,200	359,800						
	99		309,500	360,200						
	100		309,900	360,600						
	101		310,100	361,100						
	102		310,400	361,500						
	103		310,700	361,900						
	104		311,000	362,300						
	105		311,200	362,800						
	106		311,500	363,200						
	107		311,800	363,500						
	108		312,100	363,800						
	109		312,300	364,200						
	110		312,600							
	111		313,000							
	112		313,300							
	113		313,500							
	114		313,700							
	115		314,000							
	116		314,400							
	117		314,600							
	118		314,800							
	119		315,100							
	120		315,400							
	121		315,700							
	122		315,900							
	123		316,200							
	124		316,500							
	125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
短時間	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
勤務職	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
員以外	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
の職員	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		

	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

(参考資料)

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

令和7年職員給与等実態調査の概要	39
第1表 給料表別平均給与月額等	40
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	42
その1 行政職給料表	42
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	44
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	46
その2 医療職給料表	48
その3 小学校中学校等教育職給料表	50
その4 高等学校等教育職給料表	53
第3表 給料表別、年齢別職員数	56
その1 行政職給料表	56
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	57
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	58
その2 医療職給料表	59
その3 小学校中学校等教育職給料表	60
その4 高等学校等教育職給料表	61
第4表 扶養親族数別職員数	62
第5表 住居手当の支給状況	63
第6表 通勤手当の支給状況	64
第7表 管理職手当の対象職員	65
第8表 職員数の比較	66

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	67
第9表 産業別、企業規模別調査事業所数	68
第10表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	69
第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	70
その1 公民給与比較の対象職種	70
その2 公民給与比較の対象外職種	78
第12表 民間事業所における初任給の改定状況	80
第13表 民間事業所における給与改定の状況	81
その1 ベース改定の実施状況	81
その2 定期昇給の実施状況	81
第14表 民間事業所における住宅手当の支給状況	82
第15表 民間事業所における通勤手当の支給状況	83
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	83
その2 自動車使用者に対する通勤手当のうち、距離段階別定額制 における支給状況	83
その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用 に係る通勤手当の支給状況	83
第16表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	84
第17表 民間事業所における定年制の状況	84
第18表 公民比較における比較対象従業員	85

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは	86
公民給与の比較における役職段階の対応関係	88

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	90
-------------------	----

1 市職員給与関係資料

令和 7 年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和 7 年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月 1 日現在における職員給与等を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員（定年前再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く）8,731 人から次に掲げる職員 1,331 人を除外した 7,400 人を対象とした。

除外する者	人数
① 技能労務職員	391 人
② 企業職員	
③ 休職中の職員	
④ 停職中の職員	940 人 （うち行政職給料表の適用を受ける事務職員・技術職員は 260 人）
⑤ 育児短時間勤務の職員	
⑥ 育児休業中の職員	
⑦ 在籍専従の許可を受けている職員	
⑧ 派遣されている職員	
⑨ 自己啓発等休業中の職員	
⑩ 配偶者同行休業中の職員	
⑪ 任期付職員	
⑫ 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「浜松市職員の給与に関する条例」附則第 18 項又は「浜松市教育職員の給与に関する条例」附則第 12 項により給料月額が決定される職員	

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会の定める指導主事
高等学校等教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育委員会の定める指導主事

第 1 表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職	人	%	%	歳	年	%	%	%	%
	4,314	63.8	36.2	41.8	20.0	60.8	12.8	26.4	0.0
	事務職員・技術職員	2,623	68.8	31.2	42.5	20.5	70.2	6.4	23.4
その他の職員 ※1	1,691	56.1	43.9	40.6	19.2	46.2	22.6	31.2	0.0
医療職	8	75.0	25.0	52.6	25.2	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,012	47.9	52.1	40.9	18.1	97.3	2.7	0.0	0.0
高等学校等教育職	66	57.6	42.4	44.9	22.0	98.5	1.5	0.0	0.0
計	7,400	57.3	42.7	41.4	19.2	76.1	8.5	15.4	0.0
公民比較の対象 ※2	2,554	69.4	30.6	43.0	21.0	69.9	6.6	23.5	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者69人を除いたもの
3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(令和7年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤 手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
337,164	9,583	10,986	357,733	4,757	7,258	197	369,945	7,384
341,653	8,765	11,321	361,739	4,814	9,478	185	376,216	7,626
330,202	10,852	10,466	351,520	4,669	3,814	217	360,220	7,009
510,413	6,063	43,687	560,163	9,638	45,269	397,250	1,012,320	8,913
380,779	7,347	11,859	399,985	4,855	5,588	6,181	416,609	4,579
414,831	10,265	13,073	438,169	7,752	1,470	6,017	453,408	4,571
355,797	8,675	11,395	375,867	4,829	6,568	3,114	390,378	6,219
344,822	9,002	11,445	365,269	4,851	9,734	188	380,042	7,583

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和7年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			4					1	4
3			2					5	
4		1	2					12	2
5		11	5					41	31
6		89	1					2	
7		1							2
8		16	8						
9	13	22	9						
10		61	5						
11		6	8						
12	5	13	28				1		
13	15	6	5				5		
14		74	8				6		
15		8	11				46		
16	3	5	43				6		
17	6	15	26				2		
18	12	54	4				8		
19		6	9				4		
20	2	17	61				5		
21	4	12	16	1			13		
22	14	30	3				3		
23		32	10				4		
24	4	5	26				2		
25	9	12	37	1			5		
26	15	13	6						
27		22	13				4		
28	1	23	19	1			2		
29	79	3	36	4			5		
30	19	2	5						
31	11	1	18	1			1		
32	5	13	25	1			2		
33	91	1	56	8	1		3		
34	10	1	3	1					
35	10	1	16	3	1		1		
36	1	2	16	2			2		
37	3		50	12	1	4	2		
38	5		11	7		22			
39			9	9		36	1		
40		1	12	8	1	10	1		
41	2		54	12	2	14	1		
42			9	9	1	7	1		
43			17	17	1	7			
44			16	24	1	12			
45			62	16	1	8	1		
46			15	18	5	4			
47			15	23	4	11			
48			25	13	4	8			
49			51	23	5				
50			12	17	4	6			
51			12	24	4	14			
52			26	21	3	5			
53			42	27	7	3			
54			6	21	4	5			
55			21	18	5	2			
56			27	9	9	2			
57			34	26	8	4			
58			11	14	7	1			
59			16	21	7	4			
60			22	11	18	3			
61			53	15	22				
62			7	17	11	1			
63			29	19	11	2			
64			20	17	16	4			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
65	人	人	32	16	16	5	人	人	人
66			7	16	11				
67			23	22	9				
68			18	14	13				
69			25	17	14				
70			7	11	10				
71			15	10	7				
72			25	19	11				
73			17	18	8				
74			11	6	9				
75			9	13	7				
76			10	5	13				
77			33	11	9				
78			9	13	2				
79			14	8	8				
80			10	11	6				
81			36	8	6				
82			12	8	4				
83			9	5	8				
84			19	6	1				
85			28	12	23				
86			7	2					
87			9	2					
88			8	2					
89			21	2					
90			8						
91			12						
92			8						
93			24	21					
94			6						
95			9						
96			4						
97			9						
98			16						
99			2						
100			2						
101			16						
102			3						
103			4						
104			3						
105			3						
106			5						
107			1						
108			3						
109			47						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	339 (7.9)	579 (13.4)	1,827 (42.4)	769 (17.8)	359 (8.3)	204 (4.7)	137 (3.2)	61 (1.4)	39 (0.9)
								総計	4,314 (100.0)

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その１の２ 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									4
3								4	
4								9	2
5		11						33	28
6		71						2	
7									2
8		6	1						
9	7	14	1						
10		42	4						
11		3	6						
12	1	4	19						
13	10	4	2				2		
14		57	3				4		
15		4	7				41		
16		2	33				6		
17	6	9	4				2		
18	5	38	3				7		
19		1	7				4		
20	1	8	36				3		
21		6	3				12		
22	9	21	3				3		
23		26	7				3		
24		2	19				1		
25	1	7	15				2		
26	9	8	2						
27		17	6				4		
28	1	19	12	1			2		
29	56	2	12	2			4		
30	7	1	4						
31	1	1	5	1			1		
32		10	17				2		
33	71	1	24	5			2		
34	4		3						
35	5		8	2	1		1		
36	1	2	14	2					
37			30	7	1	4	2		
38			9	4		13			
39			4	5		29	1		
40		1	5	3	1	4	1		
41			22	10	2	10	1		
42			5	7	1	5	1		
43			9	12	1	7			
44			7	17	1	11			
45			26	10	1	4	1		
46			5	11	4	3			
47			6	15	3	8			
48			11	6	2	6			
49			19	13	4				
50			6	9	2	6			
51			3	18	2	9			
52			8	12	1	4			
53			22	23	4	2			
54			2	14	3	4			
55			9	13	4	2			
56			11	5	7	1			
57			18	17	5	2			
58			4	11	5				
59			3	16	7	1			
60			9	10	13	2			
61			27	11	14				
62			4	16	6	1			
63			14	14	8	1			
64			15	10	12	2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			11	15	11	3			
67			6	9	5				
68			6	14	7				
69			7	11	8				
70			15	15	12				
71			6	10	5				
72			6	8	4				
73			13	11	8				
74			11	12	4				
75			4	3	7				
76			6	12	5				
77			5	4	7				
78			17	7	6				
79			8	11	2				
80			7	3	6				
81			5	7	1				
82			17	5	5				
83			9	6	3				
84			7	3	6				
85			11	6	1				
86			14	9	17				
87			4	2					
88			8	2					
89			4	1					
90			13	1					
91			3						
92			7						
93			7						
94			10	20					
95			4						
96			5						
97			1						
98			3						
99			8						
100			1						
101			1						
102			9						
103			1						
104			2						
105			2						
106			2						
107			1						
108			2						
109			25						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	195 (7.4)	398 (15.2)	905 (34.5)	539 (20.6)	245 (9.3)	144 (5.5)	113 (4.3)	48 (1.8)	36 (1.4)
								総計	2,623 (100.0)

その 1 の 3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			4					1	
3			2					1	
4		1	2					3	
5			5					8	3
6		18	1						
7		1							
8		10	7						
9	6	8	8						
10		19	1						
11		3	2						
12	4	9	9				1		
13	5	2	3				3		
14		17	5				2		
15		4	4				5		
16	3	3	10						
17		6	22						
18	7	16	1				1		
19		5	2						
20	1	9	25				2		
21	4	6	13	1			1		
22	5	9							
23		6	3				1		
24	4	3	7				1		
25	8	5	22	1			3		
26	6	5	4						
27		5	7						
28		4	7						
29	23	1	24	2			1		
30	12	1	1						
31	10		13						
32	5	3	8	1					
33	20		32	3	1		1		
34	6	1		1					
35	5	1	8	1					
36			2				2		
37	3		20	5					
38	5		2	3			9		
39			5	4			7		
40			7	5			6		
41	2		32	2			4		
42			4	2			2		
43			8	5					
44			9	7			1		
45			36	6			4		
46			10	7	1		1		
47			9	8	1		3		
48			14	7	2		2		
49			32	10	1				
50			6	8	2				
51			9	6	2		5		
52			18	9	2		1		
53			20	4	3		1		
54			4	7	1		1		
55			12	5	1				
56			16	4	2		1		
57			16	9	3		2		
58			7	3	2		1		
59			13	5			3		
60			13	1	5		1		
61			26	4	8				
62			3	1	5				
63			15	5	3		1		
64			5	7	4		2		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			21	1	5	2			
67			1	7	6				
68			17	8	2				
69			11	3	5				
70			10	2	2				
71			1	1	5				
72			9	2	3				
73			12	8	3				
74			6	6	4				
75			7	3	2				
76			3	1	2				
77			5	1	6				
78			16	4	3				
79			1	2					
80			7	5	2				
81			5	4	5				
82			19	3	1				
83			3	2	1				
84			2	2	2				
85			8						
86			14	3	6				
87			3						
88			1						
89			4	1					
90			8	1					
91			5						
92			5						
93			1						
94			14	1					
95			2						
96			4						
97			3						
98			6						
99			8						
100			1						
101			1						
102			7						
103			3						
104			3						
105			3						
106			1						
107			3						
108			1						
109			22						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	144 (8.5)	181 (10.7)	922 (54.5)	230 (13.6)	114 (6.7)	60 (3.6)	24 (1.4)	13 (0.8)	3 (0.2)
								総計	1,691 (100.0)

その2 医療職給料表

給 号	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1		人	人	人	人	人
2			1			
3						
4						
5					1	
6						
7					2	
8						
9						
10						
11						
12						
13				1		
14						
15						
16						
17			1			
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28				1		
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55				1		
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
計	0	2	3	3	0
(構成比%)	(0.0)	(25.0)	(37.5)	(37.5)	(0.0)
				総計	8
					(100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1 2 3 4	人	人	人	人	人
5 6 7 8					3 6 23 14
9 10 11 12					12 5 15 8
13 14 15 16					16 10 4 6
17 18 19 20		68 1 54			5 5 3 1
21 22 23 24		11 84			4 1 1 1
25 26 27 28		13 2 33			2 1
29 30 31 32		29 43 1 18			3 1 1
33 34 35 36		9 46 29			
37 38 39 40		12 59 1 23			
41 42 43 44		5 60 20			
45 46 47 48		4 62 1 24			
49 50 51 52		11 33 2 31			
53 54 55 56		4 49 1 37		1	
57 58 59 60		5 45 2 35			
61 62 63 64		4 36 1 36		15 6 6	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人	人
66		5		17	
67		39		6	
68		5		9	
69		30		4	
70		5		7	
71		29		9	
72		7		6	
73		30		8	
74		14	1	5	
75		22	3	7	
76		3	1	8	
77		24	1	5	
78		7	2	8	
79		20	3	4	
80		2	2	5	
81		31	1	2	
82		19	4	3	
83		16	4	4	
84		11	1	2	
85		21	4	4	
86		1	3	4	
87		21	1	2	
88		11	1	3	
89		23	4	1	
90		9		1	
91		27		1	
92		5	2		
93		19		2	
94		10	1	3	
95		15			
96		5			
97		11			
98		9	8		
99		14			
100		8			
101		27			
102		14			
103		23			
104		11			
105		17			
106		8			
107		15			
108		14			
109		9			
110		6			
111		1			
112		5			
113		8			
114		15			
115		8			
116		19			
117		9			
118		16			
119		14			
120		15			
121		13			
122		20			
123		11			
124		13			
125		5			
126		24			
127		23			
128					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		16			
130		6			
131		14			
132		8			
133		11			
134		4			
135		2			
136		7			
137		4			
138		10			
139		11			
140		9			
141		15			
142		8			
143		8			
144		9			
145		13			
146		14			
147		9			
148		7			
149		5			
150		17			
151		7			
152		7			
153		10			
154		16			
155		5			
156		12			
157		6			
158		11			
159		16			
160		20			
161		16			
162		29			
163		24			
164		36			
165		246			
計 (構成比%)	0 (0.0)	2,644 (87.8)	48 (1.6)	169 (5.6)	151 (5.0)
				総計	3,012 (100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

号給 職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		2		
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44		4		
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56		1		
57				
58				
59				
60		1		
61				
62				
63			1	
64		2	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人
66				
67				
68		1		
69		1		
70		4		
71				
72				
73				
74		2		
75				
76				
77		1		
78		2		
79				
80				
81				
82		1		
83		1		
84				
85				
86				
87		1		
88				
89				
90				
91		1		
92		1		
93				
94		1		
95				
96				
97				
98		2		
99				
100				
101				
102		1		
103		1		
104				
105				
106				
107		1		
108				
109		2		
110				
111				
112		1		
113		1		
114				
115		1		
116		1		
117				
118				
119				
120		1		
121				
122				
123				
124		3		
125		2		
126				
127				
128				

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
129	人	人	人	人
130		1		
131				
132		1		
133		1		
134				
135				
136		2		
137				
138		1		
139		1		
140		1		
141		1		
142				
143				
144				
145				
146				
147		1		
148		3		
149		7		
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	64 (97.0)	2 (3.0)	0 (0.0)
			総計	66 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和7年職員給与等実態調査)

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	12								
19	10								
20	24								
21	24								
22	109								
23	111								
24	34	85							
25	10	92							
26	2	106							
27		80							
28		80	7						
29		89	9						
30		30	50						
31		13	66						
32		3	63						
33			90						
34	1		73						
35			84						
36			88						
37			111	2					
38			91	1					
39		1	111	2					
40			92	6					2
41			100	19					
42			89	20					
43			99	31					
44	1		73	40	3				
45			83	47	12				
46			85	55	19	1			
47	1		57	74	26	4			
48			55	54	22	5	2		
49			62	65	32	6	3		
50			41	50	35	20	4		
51			39	52	32	27	7	2	1
52			28	54	25	20	11	4	2
53			25	44	38	21	19	6	2
54			17	40	17	24	13	10	3
55			12	25	30	24	18	9	3
56			14	26	21	20	14	8	5
57			4	22	24	12	14	6	7
58			4	17	15	10	21	7	5
59			5	23	7	10	11	9	9
60					1				
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	339 (22.9)	579 (27.3)	1,827 (41.2)	769 (49.8)	359 (52.2)	204 (53.9)	137 (55.4)	61 (56.0)	39 (56.1)
総計									4,314 (41.8)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その１の２ 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	7								
19	4								
20	12								
21	11								
22	61								
23	75								
24	20	64							
25	4	61							
26	1	70							
27		47							
28		58							
29		64							
30		22	29						
31		9	42						
32		2	31						
33			45						
34			33						
35			37						
36			55						
37			61						
38			48						
39		1	39						
40			43	3					2
41			41	11					
42			46	9					
43			39	22					
44			33	31	1				
45			44	38	8				
46			46	30	9	1			
47			28	42	17	4			
48			27	35	12	3	2		
49			32	50	17	4	3		
50			23	38	22	12	4		
51			23	39	26	14	5	2	1
52			12	41	18	15	10	3	2
53			17	29	31	15	13	6	2
54			8	31	15	16	11	7	3
55			8	21	24	19	14	7	3
56			9	18	15	12	14	6	5
57			1	19	16	11	10	4	7
58			2	14	8	9	19	5	4
59			3	18	6	9	8	8	7
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	195 (22.8)	398 (27.3)	905 (41.4)	539 (50.2)	245 (52.5)	144 (54.2)	113 (55.4)	48 (55.9)	36 (55.9)
総計									2,623 (42.5)

その１の３ 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	5								
19	6								
20	12								
21	13								
22	48								
23	36								
24	14	21							
25	6	31							
26	1	36							
27		33							
28		22	7						
29		25	9						
30		8	21						
31		4	24						
32		1	32						
33			45						
34	1		40						
35			47						
36			33						
37			50	2					
38			43	1					
39			72	2					
40			49	3					
41			59	8					
42			43	11					
43			60	9					
44	1		40	9	2				
45			39	9	4				
46			39	25	10				
47	1		29	32	9				
48			28	19	10	2			
49			30	15	15	2			
50			18	12	13	8			
51			16	13	6	13	2		
52			16	13	7	5	1	1	
53			8	15	7	6	6		
54			9	9	2	8	2	3	
55			4	4	6	5	4	2	
56			5	8	6	8		2	
57			3	3	8	1	4	2	
58			2	3	7	1	2	2	1
59			2	5	1	1	3	1	2
60					1				
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	144 (23.0)	181 (27.3)	922 (41.1)	230 (48.9)	114 (51.5)	60 (53.2)	24 (55.5)	13 (56.2)	3 (59.1)
総計									1,691 (40.6)

その2 医療職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			
39					
40			1		
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		
47					
48		1			
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55				1	
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62				2	
63					
64					
65					
66～69			1		
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2 (43.3)	3 (51.3)	3 (60.1)	0
				総計	8 (52.6)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
17歳以下 18歳 19 20	人	人	人	人	人
21 22 23 24 25		66 64 96 102			
26 27 28 29 30		85 91 94 82 89			
31 32 33 34 35		87 80 84 80 88			
36 37 38 39 40		85 59 76 77 68			
41 42 43 44 45		77 86 64 76 59		1 2	
46 47 48 49 50		62 51 39 42 41	8 8 8 4 5	2 2 11 13 24	5
51 52 53 54 55		51 41 41 40 44	4 2 1 1	18 22 16 24 11	1 10 9 17 18
56 57 58 59 60		66 76 58 77	2 1	9 8 4 2	24 24 23 20
61 62 63 64 65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2,644 (39.1)	48 (49.3)	169 (52.6)	151 (56.4)
				総計	3,012 (40.9)

その４ 高等学校等教育職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級
17歳以下 18歳 19 20	人	人	人	人
21 22 23 24 25				
26 27 28 29 30		2		
31 32 33 34 35		4 2 2		
36 37 38 39 40		3 5 3 2 2		
41 42 43 44 45		2 1 5 1		
46 47 48 49 50		3 2 2 5 1		
51 52 53 54 55		1 2 5 2	1 1	
56 57 58 59 60		3 1 2 1		
61 62 63 64 65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	64 (44.6)	2 (54.8)	0
			総計	66 (44.9)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和7年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	903 人	253 人
2 人	1,149	294
3 人	601	355
4 人	176	150
5 人	16	15
6人以上	3	3
小 計	2,848	1,070
支給されていない職員	4,552	
合 計	7,400	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき11,500円、配偶者については3,000円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		人 1,432
借家・借間	月額11,000円未満	1
	月額11,000円以上25,700円未満	282
	月額25,700円	1,149
支給されていない職員		5,968
合 計		7,400

支給されている職員1人当たりの額	円 24,954
------------------	-------------

第6表 通勤手当の支給状況

(令和7年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
支給されている職員	円	人
交通機関利用者		870
交通用具（自動車等）使用者		5,849
片道5km未満	2,000	1,746
片道5km以上 10km未満	4,200	2,231
片道10km以上 15km未満	7,100	1,071
片道15km以上 20km未満	10,000	409
片道20km以上 25km未満	12,900	148
片道25km以上 30km未満	15,800	89
片道30km以上 35km未満	18,700	43
片道35km以上 40km未満	21,600	28
片道40km以上 45km未満	24,400	22
片道45km以上 50km未満	26,200	20
片道50km以上 55km未満	28,000	17
片道55km以上 60km未満	29,800	12
片道60km以上	31,600	13
交通機関と交通用具の併用者		129
支給されていない職員		552
計		7,400
支給されている職員1人当たりの額	6,721円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和9年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和7年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	21
3種	99,100	担当部長	10
4種	94,000	参与	9
5種	82,200	次長、副区長	37
6種	77,400	参事、本庁の課長	124
7種	66,400	副参事	37
8種	62,300	区役所の課長	6
9種	51,900	専門監	198
10種	49,600	本庁の課長補佐	24
11種	46,300	区役所の課長補佐	9
その他		病院長ほか	2
計			478

教育職員給与条例適用者

(令和7年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	21
5種	66,400	副参事	5
8種～10種	70,100～52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	124
11種	72,800	高等学校長	0
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～14種	52,500～43,700	小学校教頭、中学校教頭	148
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			301

第8表 職員数の比較

(令和7年職員給与等実態調査)

区分 給料表	令和7年4月 (A)	令和6年4月 (B)	(A)－(B)	(A)／(B)
行政職	人 4,778	人 4,800	人 △ 22	% 99.5
事務職員・技術職員	2,883	2,911	△ 28	99.0
その他の職員※	1,895	1,889	6	100.3
医療職	9	10	△ 1	90.0
小学校中学校等教育職	3,481	3,511	△ 30	99.1
高等学校等教育職	72	73	△ 1	98.6
技能労務職	147	154	△ 7	95.5
企業職	244	244	0	100.0
計	8,731	8,792	△ 61	99.3

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

2 民間給与関係資料

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和 7 年 4 月現在の民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 393 事業所

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種
(うち初任給関係職種 18 職種)

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)アに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 118 事業所の調査を行った。

調査を完了した事業所は、第 9 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員

調査実人員は、行政職相当職種が 5,258 人（初任給関係 634 人、初任給関係以外 4,624 人）であり、その他の職種が 261 人（初任給関係 10 人、初任給関係以外 251 人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は、31,755 人であり、このうち、行政職相当職種は 26,386 人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和7年職種別民間給与実態調査)

産業 企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	97	18	9	16	42	12
農業、林業 漁業	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	2	0	0	0	1	1
製造業	54	9	4	9	27	5
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業	17	3	2	4	8	0
卸売業、小売業	8	0	1	1	1	5
金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業	2	1	1	0	0	0
教育、学習支援業 医療、福祉 サービス業	14	5	1	2	5	1

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が21所(規模不適の事業所1所を含む。)あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 10 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 50人以上 100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	円 228,647	円 235,963	円 216,671	* 221,035
		短大卒	203,033	212,779	194,410	* 196,164
		高校卒	189,226	196,036	182,880	* 185,440
	新 卒 技 術 者	大学卒	233,216	244,325	220,018	* 226,333
		短大卒	205,328	214,439	196,471	* 204,000
		高校卒	193,369	200,339	186,639	* 190,667
	新卒事務員・技術者計	大学卒	230,420	238,947	218,121	222,480
		短大卒	204,125	213,589	195,367	* 198,403
		高校卒	191,142	198,046	184,602	* 187,400

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第11表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	9	49.7	768,213	5,013	763,200	構成員50人以上の支店 （社）の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	3	47.3	837,801	0	837,801	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	50.5	727,257	9,193	718,064	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	9	54.7	739,092	15	739,077	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	3	52.0	768,359	46	768,313	
	短 大 卒	3	55.6	708,885	0	708,885	
	高 校 卒	2	57.0	783,460	0	783,460	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	126	54.1	675,066	837	674,229	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	83	53.7	694,014	728	693,286	
	短 大 卒	16	55.5	685,211	300	684,911	
	高 校 卒	27	54.7	607,528	1,478	606,050	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	76	53.5	716,950	1,133	715,817	同 上
	大 学 卒	63	53.1	744,017	1,382	742,635	
	短 大 卒	6	55.8	623,598	202	623,396	
	高 校 卒	5	54.7	567,450	0	567,450	
	中 学 卒	2	55.5	640,276	0	640,276	
	事務部次長	31	53.3	593,667	6,502	587,165	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	21	51.9	633,524	1,885	631,639	
	短 大 卒	2	53.3	591,606	0	591,606	
	高 校 卒	8	56.3	512,636	17,278	495,358	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	42	52.1	602,408	1,085	601,323	同 上
	大 学 卒	34	52.1	627,795	1,144	626,651	
	短 大 卒	7	51.4	513,758	1,042	512,716	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	293	50.0	580,039	5,217	574,822	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	184	49.2	605,342	4,024	601,318	
	短 大 卒	33	51.8	523,275	7,651	515,624	
	高 校 卒	76	51.8	526,389	7,858	518,531	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	261	49.1	618,991	1,930	617,061	同 上
	大 学 卒	194	48.8	633,297	1,983	631,314	
	短 大 卒	19	50.8	590,189	1,643	588,546	
	高 校 卒	48	50.3	537,758	1,729	536,029	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

（注） 「*」は、調査実人員が1人の場合である。（以下本表において同じ。）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	82	51.3	557,402	16,491	540,911	
	短 大 卒	42	50.3	557,880	21,821	536,059	
	高 校 卒	11	53.7	547,812	14,573	533,239	
	中 学 卒	29	51.8	560,512	10,246	550,266	
		－	－	－	－	－	
	技術課長代理	41	48.6	475,257	53,898	421,359	同 上
	大 学 卒	29	47.8	488,448	50,890	437,558	
	短 大 卒	9	50.3	435,046	50,203	384,843	
	高 校 卒	3	51.2	469,302	91,957	377,345	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	335	45.8	504,141	72,946	431,195	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	224	44.7	516,712	76,651	440,061	
	短 大 卒	39	49.2	455,264	62,144	393,120	
	高 校 卒	72	47.8	486,894	65,744	421,150	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	457	45.1	577,165	114,443	462,722	同 上
	大 学 卒	301	44.3	582,745	120,090	462,655	
	短 大 卒	36	47.8	484,991	72,216	412,775	
	高 校 卒	117	48.6	582,453	97,989	484,464	
	中 学 卒	3	49.2	598,724	135,333	463,391	
	事務主任	237	42.2	402,009	43,874	358,135	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	136	40.7	401,859	35,604	366,255	
	短 大 卒	24	48.8	412,541	62,267	350,274	
	高 校 卒	76	42.9	400,713	51,195	349,518	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	355	41.8	446,179	58,203	387,976	同 上
	大 学 卒	132	37.3	421,147	47,344	373,803	
	短 大 卒	60	42.1	441,226	70,920	370,306	
	高 校 卒	153	44.4	459,848	57,285	402,563	
中 学 卒	10	51.7	583,836	142,166	441,670		
事務係員	1,014	35.8	336,890	31,471	305,419		
大 学 卒	554	32.5	344,346	33,577	310,769		
短 大 卒	138	45.1	337,257	28,680	308,577		
高 校 卒	315	38.2	321,029	28,220	292,809		
中 学 卒	7	39.4	311,136	35,166	275,970		
技術係員	1,048	33.3	388,461	55,047	333,414		
大 学 卒	618	31.9	401,353	61,334	340,019		
短 大 卒	102	37.5	369,445	49,139	320,306		
高 校 卒	326	35.1	365,226	43,008	322,218		
中 学 卒	2	53.1	412,215	39,848	372,367		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	7	49.5	813,990	142	813,848	
	短 大 卒	3	47.3	837,801	0	837,801	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	4	51.2	795,229	253	794,976	
	工 場 長	8	56.6	761,782	17	761,765	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	58.0	876,553	71	876,482	
	短 大 卒	3	55.6	708,885	0	708,885	
	高 校 卒	2	57.0	783,460	0	783,460	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務部長	104	55.0	711,944	1,105	710,839	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	66	54.9	745,894	1,027	744,867	
	短 大 卒	15	55.7	681,927	336	681,591	
	高 校 卒	23	54.8	628,525	1,806	626,719	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	62	54.2	739,091	1,304	737,787	同 上
	大 学 卒	54	53.9	759,149	1,531	757,618	
	短 大 卒	3	54.5	633,601	0	633,601	
	高 校 卒	3	58.0	603,040	0	603,040	
	中 学 卒	2	55.5	640,276	0	640,276	
	事務部次長	25	53.8	629,802	8,946	620,856	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	17	52.7	679,366	2,654	676,712	
	短 大 卒	2	53.3	591,606	0	591,606	
	高 校 卒	6	56.4	538,787	24,542	514,245	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	27	51.9	658,814	1,781	657,033	同 上
	大 学 卒	25	51.5	665,588	1,487	664,101	
	短 大 卒	2	55.7	591,083	4,721	586,362	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務課長	226	50.1	612,995	4,148	608,847	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	148	49.4	628,794	4,903	623,891	
	短 大 卒	22	53.1	569,792	4,028	565,764	
	高 校 卒	56	51.5	570,497	1,334	569,163	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長	212	49.2	637,773	2,000	635,773	同 上
	大 学 卒	162	48.9	647,717	2,044	645,673	
	短 大 卒	13	51.1	616,105	1,565	614,540	
	高 校 卒	37	50.7	570,856	1,901	568,955	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	73人	51.7歳	577,373円	17,945円	559,428円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	39	51.1	572,497	23,904	548,593	
	短 大 卒	8	54.1	601,963	12,709	589,254	
	高 校 卒	26	51.8	576,275	11,526	564,749	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	8	46.4	511,736	46,970	464,766	同 上
	大 学 卒	6	48.3	512,005	33,412	478,593	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	265	45.5	530,186	81,197	448,989	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	179	44.3	539,101	83,622	455,479	
	短 大 卒	29	49.7	497,582	80,895	416,687	
	高 校 卒	57	47.8	514,309	72,033	442,276	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	351	45.2	591,181	119,897	471,284	同 上
	大 学 卒	232	44.5	591,847	123,835	468,012	
	短 大 卒	18	47.7	523,277	81,048	442,229	
	高 校 卒	98	48.8	610,486	107,897	502,589	
	中 学 卒	3	49.2	598,724	135,333	463,391	
	事務主任	181	41.7	424,097	45,142	378,955	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	108	40.1	419,950	39,176	380,774	
	短 大 卒	17	48.1	453,854	73,468	380,386	
	高 校 卒	56	42.9	423,877	48,408	375,469	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術主任	274	41.8	468,617	64,078	404,539	同 上
	大 学 卒	87	36.0	441,263	49,695	391,568	
	短 大 卒	40	41.5	487,598	89,028	398,570	
	高 校 卒	137	44.4	471,325	60,150	411,175	
	中 学 卒	10	51.7	583,836	142,166	441,670	
	事務係員	703	35.3	352,064	35,000	317,064	
	大 学 卒	392	32.0	358,302	37,298	321,004	
	短 大 卒	81	46.1	358,134	32,995	325,139	
	高 校 卒	225	37.9	335,600	30,438	305,162	
	中 学 卒	5	38.5	321,629	47,098	274,531	
	技術係員	787	33.2	397,129	58,837	338,292	
	大 学 卒	436	31.8	412,192	66,521	345,671	
	短 大 卒	73	37.4	382,783	55,166	327,617	
	高 校 卒	276	35.0	370,154	44,402	325,752	
	中 学 卒	2	53.1	412,215	39,848	372,367	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	2人	50.5歳	620,798円	20,700円	600,098円	構成員50人以上の支店 (社)の長（取締役兼任者 を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	事務部長	22	51.7	569,390	70	569,320	
	大 学 卒	17	51.0	568,963	9	568,954	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	54.5	535,117	348	534,769	同 上
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	14	51.0	639,103	529	638,574	
	大 学 卒	9	49.3	673,869	695	673,174	
	短 大 卒	3	56.9	614,882	378	614,504	上記部長に事故等のあるとき の職務代行、職能資格等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職（部長－課長間）
	高 校 卒	2	50.0	517,035	0	517,035	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	6	52.0	497,542	0	497,542	
	大 学 卒	4	50.0	521,098	0	521,098	同 上
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	56.0	450,430	0	450,430	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	15	52.3	543,552	358	543,194	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	9	53.0	567,730	600	567,130	
	短 大 卒	5	50.2	491,865	0	491,865	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長	67	49.7	475,642	8,604	467,038	
	大 学 卒	36	48.1	504,183	234	503,949	
	短 大 卒	11	49.9	453,813	13,063	440,750	
	高 校 卒	20	52.5	436,510	21,152	415,358	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	技術課長	49	48.3	481,996	1,416	480,580	
	大 学 卒	32	47.9	498,446	1,417	497,029	
	短 大 卒	6	49.5	498,930	1,920	497,010	
	高 校 卒	11	48.7	425,522	1,143	424,379	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	9人	48.8歳	419,337円	6,438円	412,899円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	3	41.7	404,720	0	404,720	
	短 大 卒	3	52.7	414,880	19,146	395,734	
	高 校 卒	3	52.0	438,353	333	438,020	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術課長代理	33	49.0	469,149	55,059	414,090	同 上
	大 学 卒	23	47.7	484,256	54,000	430,256	
	短 大 卒	8	50.9	433,967	53,226	380,741	
	高 校 卒	2	56.0	435,799	74,418	361,381	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係長	70	47.0	397,807	39,258	358,549	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	45	46.5	415,501	45,134	370,367	
	短 大 卒	10	47.7	329,422	6,382	323,040	
	高 校 卒	15	47.9	390,568	43,648	346,920	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	技術係長	106	44.1	447,926	64,154	383,772	同 上
	大 学 卒	69	42.3	476,485	76,358	400,127	
	短 大 卒	18	48.2	391,501	50,649	340,852	
	高 校 卒	19	47.1	397,654	32,672	364,982	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務主任	56	43.7	343,756	40,530	303,226	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	28	42.6	346,625	24,699	321,926	
	短 大 卒	7	50.0	340,043	42,609	297,434	
	高 校 卒	20	43.0	342,910	58,150	284,760	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	81	41.7	362,791	36,368	326,423	同 上
	大 学 卒	45	39.9	383,372	42,928	340,444	
	短 大 卒	20	43.6	331,129	27,929	303,200	
	高 校 卒	16	44.4	344,922	28,606	316,316	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	
	事務係員	311	37.4	285,217	19,453	265,764	
	大 学 卒	162	34.5	288,729	18,748	269,981	
	短 大 卒	57	43.0	290,729	19,065	271,664	
	高 校 卒	90	39.2	275,445	21,280	254,165	
	中 学 卒	2	41.7	284,452	4,823	279,629	
	技術係員	261	33.7	325,585	27,552	298,033	
	大 学 卒	182	32.4	334,453	29,319	305,134	
	短 大 卒	29	37.9	303,795	19,472	284,323	
	高 校 卒	50	36.5	300,545	24,713	275,832	
	中 学 卒	－	－	－	－	－	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事務・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	*	*	*	*	*	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部長	8	47.6	566,191	0	566,191	2 課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	4	48.3	606,050	0	606,050	
	短 大 卒	2	47.5	617,960	0	617,960	
	高 校 卒	2	46.5	434,705	0	434,705	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部長	2	54.0	541,400	0	541,400	同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職（部長－課長間）
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務部次長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	同 上
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	2 係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	10	43.4	522,526	14,371	508,155		
大 学 卒	3	43.3	523,559	226	523,333	同 上	
短 大 卒	2	47.5	561,750	0	561,750		
高 校 卒	5	41.8	506,217	28,607	477,610		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	3	48.3	459,900	0	459,900		
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	2	49.0	461,355	0	461,355		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	-	-	-	-	-	同 上
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	27	45.8	401,573	23,674	377,899	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	12	45.8	444,706	37,639	407,067	
	短 大 卒	9	48.2	387,747	12,662	375,085	
	高 校 卒	6	42.0	336,046	12,259	323,787	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	4	39.0	430,137	43,467	386,670	同 上
	大 学 卒	3	41.0	451,583	41,253	410,330	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	17	40.8	331,329	15,657	315,672	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	11	40.3	340,548	21,715	318,833	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	39.2	310,356	3,988	306,368	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	7	38.9	386,223	28,840	357,383	同 上
	大 学 卒	3	39.3	437,473	39,367	398,106	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	38.5	347,786	20,946	326,840	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	111	34.9	286,664	10,453	276,211	
	大 学 卒	53	33.9	297,483	10,068	287,415	
	短 大 卒	26	36.7	292,973	4,948	288,025	
	高 校 卒	32	34.9	260,604	16,494	244,110	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係員	18	40.0	327,661	23,492	304,169	
	大 学 卒	12	41.7	347,307	25,443	321,864	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	5	34.6	287,140	13,310	273,830	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

その２ 公民給与比較の対象外職種

企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A）－（B）	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*	*	
	守衛	*	*	*	*	*	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）
	研究部（課）長	-	-	-	-	-	
	研究室（係）長	-	-	-	-	-	
	主任研究員	-	-	-	-	-	
	研究員	-	-	-	-	-	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医 療 関 係 職 種	病院長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	4	60.8	1,271,782	123,230	1,148,552	
	医科長	8	48.1	1,153,204	194,792	958,412	
	医師	15	34.7	911,589	174,286	737,303	
	歯科医師	*	*	*	*	*	
	薬局長	*	*	*	*	*	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	8	41.3	486,464	94,506	391,958	
	診療放射線技師	12	40.9	449,218	66,192	383,026	
	臨床検査技師	12	36.9	449,666	99,309	350,357	
	栄養士	7	42.9	361,005	21,157	339,848	
	理学療法士	25	31.2	318,701	22,963	295,738	
	作業療法士	10	36.9	322,680	23,958	298,722	
	総看護師長	2	55.5	548,685	45,421	503,264	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看護師長	16	50.9	466,474	48,699	417,775	
	看護師	57	40.4	405,770	78,105	327,665	
	准看護師	15	45.4	301,518	65,104	236,414	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和7年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	人 3	歳 60.0	円 744,567	円 0	円 744,567	
	大学教授	19	57.4	586,979	0	586,979	
	大学准教授	16	51.0	500,153	0	500,153	
	大学講師	13	48.8	446,744	0	446,744	
	大学助教	4	42.8	395,475	0	395,475	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	-	-	-	-	-	

第 12 表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計 (100人以上)	% 63.0	% (84.4)	% (15.6)	% (0.0)	% 37.0
	500人以上	91.1	(93.7)	(6.3)	(0.0)	8.9
	100人以上 500人未満	33.1	(57.1)	(42.9)	(0.0)	66.9
	【参考】 50人以上 100人未満	9.1	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.9
高校卒	規模計 (100人以上)	55.8	(78.8)	(21.2)	(0.0)	44.2
	500人以上	80.9	(88.1)	(11.9)	(0.0)	19.1
	100人以上 500人未満	29.1	(51.1)	(48.9)	(0.0)	70.9
	【参考】 50人以上 100人未満	9.1	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第13表 民間事業所における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ	ベース改定 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
		%	%	%	%
係 員	規模計 (100人以上)	60.2	3.2	0.0	36.6
	500人以上	63.9	4.1	0.0	32.0
	100人以上 500人未満	56.2	2.2	0.0	41.6
	【参考】 50人以上 100人未満	72.7	9.1	0.0	18.2
課長級	規模計 (100人以上)	52.9	6.4	0.0	40.7
	500人以上	58.0	4.4	0.0	37.6
	100人以上 500人未満	47.9	8.5	0.0	43.6
	【参考】 50人以上 100人未満	72.7	9.1	0.0	18.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

その2 定期昇給の実施状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目 企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増 額	減 額	変化なし	定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
		%	%	%	%	%	%	%
係 員	規模計 (100人以上)	93.1	91.9	46.4	5.4	40.1	1.2	6.9
	500人以上	97.1	97.1	36.0	3.8	57.3	0.0	2.9
	100人以上 500人未満	88.9	86.5	57.2	7.1	22.2	2.4	11.1
	【参考】 50人以上 100人未満	100.0	100.0	42.9	0.0	57.1	0.0	0.0
課長級	規模計 (100人以上)	81.1	78.8	37.7	4.3	36.8	2.3	18.9
	500人以上	74.1	74.1	26.4	3.8	43.9	0.0	25.9
	100人以上 500人未満	88.6	83.7	49.6	4.8	29.3	4.9	11.4
	【参考】 50人以上 100人未満	100.0	100.0	42.9	0.0	57.1	0.0	0.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

第 14 表 民間事業所における住宅手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	割 合
支給する	48.3%
支給しない	51.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 15 表 民間事業所における通勤手当の支給状況

その 1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
97.0%	(6.2%)	(81.2%)	(0.0%)	(12.6%)	3.0%

- (注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を 100 とした割合である。
 2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。(その 2 及びその 3 において同じ。)

その 2 自動車使用者に対する通勤手当のうち、距離段階別定額制における支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

	距離段階別定額制における支給月額					
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,015円	7,088円	12,969円	18,839円	25,804円	31,402円
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	36,934円	44,453円	51,923円	59,187円	65,687円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その 3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	割合
支給する	36.7%
支給しない	63.3%

第 16 表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

係 員		課長級		部長級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
49.1	50.9	39.1	60.9	39.7	60.3

(注) 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 17 表 民間事業所における定年制の状況

(令和 7 年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	73.7	26.3	0.0

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。
 2 企業規模 100 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所を対象として集計したものである。

第 18 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属して業務を分掌し、直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・ 係相当の組織の長、係長等の職名を有する者又は係長級専門職
事務・技術主任	・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜算定例＞

- ① 市職員・民間事業所従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員

大学卒 A歳階層
298,000円
282,000円
278,000円
3人:平均286,000円

大学卒 B歳階層

329,000円
320,000円
291,000円
290,000円
280,000円
5人:平均302,000円

民間事業所従業員

大学卒 A歳階層
307,000円
297,000円
295,000円
281,000円
4人:平均295,000円

大学卒 B歳階層

331,000円
321,000円
306,000円
293,000円
289,000円
278,000円
6人:平均303,000円

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員	民間事業所従業員
大学卒 A歳階層	大学卒 A歳階層
286,000円×3人 =858,000円	295,000円×3人 =885,000円
+	+
大学卒 B歳階層	大学卒 B歳階層
302,000円×5人 =1,510,000円	303,000円×5人 =1,515,000円

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間事業所従業員
合計：2,368,000円	合計：2,400,000円
8人平均： 296,000円	8人平均： 300,000円

公民給与の比較における役職段階の対応関係

本市職員	民間事業所従業員	
行政職給料表	企業規模 500 人以上の 事業所	企業規模 100 人以上 500 人 未満の事業所
9 級	支店長、工場長 部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長 部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

4 勞 働 經 濟 関 係 資 料

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

年 月				令和 6 年						
項 目				4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
賃金・労働時間（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまって支給する給与 （調査産業計）	静岡県	金 額 （円） 前年同月比 （％）	291, 000 1. 1	285, 670 1. 5	288, 079 0. 8	287, 928 0. 9	287, 279 1. 4		
		全国	金 額 （円） 前年同月比 （％）	316, 529 2. 3	315, 038 2. 8	317, 112 2. 8	317, 490 2. 8	315, 918 3. 2		
		静岡県	金 額 （円） 前年同月比 （％）	264, 785 1. 2	260, 974 1. 3	263, 309 1. 2	263, 205 1. 3	262, 642 1. 5		
		全国	金 額 （円） 前年同月比 （％）	291, 329 2. 5	290, 826 2. 9	292, 818 3. 0	292, 893 3. 0	291, 386 3. 2		
	総 実 労 働 時 間 数 （調査産業計）		静岡県（時間）	153. 0	145. 9	151. 1	150. 0	140. 6		
			全 国（時間）	147. 5	143. 6	145. 6	148. 0	138. 3		
	うち所定外 労働時間数		静岡県（時間）	13. 8	13. 1	12. 9	12. 6	11. 8		
			全 国（時間）	12. 2	11. 5	11. 6	11. 8	10. 8		
	生計費（総務省家計調査）	消費支出	二人以上の世帯	浜松市	金 額 （円） 前年同月比 （％）	313, 575 6. 0	291, 771 4. 7	279, 214 △ 6. 6	293, 771 △ 11. 4	306, 541 △ 6. 0
				全国	金 額 （円） 前年同月比 （％）	313, 300 3. 4	290, 328 1. 4	280, 888 1. 9	290, 931 3. 3	297, 487 1. 5
物 価			消費者物価指数 （総務省）	浜松市	前年同月比 （％）	2. 8	3. 2	3. 3	2. 9	3. 4
				全 国	前年同月比 （％）	2. 5	2. 8	2. 8	2. 8	3. 0
	国内企業物価指数 （日 本 銀 行 ）		前年同月比 （％）	0. 9	2. 3	2. 6	3. 3	2. 7		
雇用・その他	常 用 雇 用 指 数 （調査産業計・厚生労働省）		前年同月比 （％）	1. 1	1. 2	1. 4	1. 3	1. 3		
	有 効 求 人 倍 率 （ 倍 ） （ 季節調整値・厚生労働省 ）			1. 26	1. 25	1. 24	1. 25	1. 24		
	完 全 失 業 率 （ ％ ） （ 季節調整値・総務省 ）			2. 6	2. 6	2. 5	2. 6	2. 5		

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
2 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、令和2年平均を100とした指数を基礎としている。
3 表中の数値は、令和7年9月11日時点のものである。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
291,430	291,232	295,426	292,518	288,867	288,622	287,614	293,981	294,595
2.2	1.2	2.3	1.7	1.4	1.8	0.8	1.0	3.1
316,549	319,057	319,881	319,913	314,095	313,462	316,657	323,962	321,399
2.8	2.9	3.1	3.1	2.6	1.8	1.4	2.3	2.0
266,548	265,506	268,685	266,811	263,573	262,113	261,871	268,446	270,204
2.8	1.8	2.7	2.2	1.5	1.4	0.9	1.4	3.6
292,542	293,590	293,859	294,316	289,935	289,013	291,902	298,405	296,908
3.1	2.9	3.1	3.1	2.6	1.6	1.6	2.4	2.1
146.2	148.9	153.9	145.7	139.5	141.3	139.8	147.0	142.0
139.5	146.7	146.4	142.2	135.0	135.6	138.1	145.4	140.5
13.1	12.6	13.9	12.9	11.9	12.5	12.4	13.2	12.5
11.5	12.2	12.1	11.7	11.1	11.4	11.8	12.0	11.3
296,443	312,028	281,257	331,205	301,003	273,568	282,643	321,231	292,283
10.5	7.4	△ 14.3	△ 3.0	△ 8.0	△ 2.1	△ 30.1	2.4	0.2
287,963	305,819	295,518	352,633	305,521	290,511	339,232	325,717	316,085
1.8	1.3	3.0	7.0	5.5	3.8	6.4	4.0	8.9
2.7	2.6	3.1	4.0	4.0	3.9	3.7	3.4	3.0
2.5	2.3	2.9	3.6	4.0	3.7	3.6	3.6	3.5
3.2	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3	4.3	3.9	3.1
1.2	1.4	1.1	1.1	1.1	1.0	0.9	1.1	1.1
1.25	1.25	1.25	1.25	1.26	1.24	1.26	1.26	1.24
2.4	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5	2.5

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年 1 0 月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

